

進路に関わる情報を、少しずつ分かりやすく説明します

今回のテーマ

重度(知的障害者)判定について



Point

- 一般就労希望者に対して実施します。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、障害者を雇用している事業所に助成金等の援護をし、障害者をより長く雇用してもらうための制度です。
- 重度判定されると、手厚い就労助成制度が利用でき、1人雇用すると2人雇用したとみなされるため、会社にとって有利となります。
- 対象者は療育手帳がA判定の者、B1判定の者、B2判定でIQ60未満の者です。
- 就労支援のための重度判定であって、福祉制度上の重度判定（障害者手帳）とは異なります。

〈対象者〉

- 重度判定の対象になる一般就労希望者

〈実施時期〉

- 一般就労で内定（内々定）を受けた段階

〈実施（評価）機関〉

- 兵庫障害者職業センター

〈判定時間〉

- 約2時間

〈実施場所〉

- 兵庫障害者職業センターでも実施するが、本校の場合は遠方になるためハローワーク柏原や学校で実施する場合があります。

〈判定方法〉

- 家族の方から社会能力調査の聞き取り、筆記テスト（国語・算数）、作業検査をします。